



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（都市計画・モノレール課）…………… 2

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（管財課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（管財課）…………… 3
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件（道路街路課）…………… 5
- 宅地建物取引業者の事務所所在地及び所在を確認することができない旨の公告（建築指導課）…………… 6

## 告 示

### 沖縄県告示第177号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和8年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和8年3月2日 沖縄県指令農第250号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 免許を受けた者 国頭郡恩納村字恩納2451番地 恩納村
  - (2) 代表者 国頭郡恩納村字恩納2451番地 恩納村長 長浜善巳
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
    - ア 位置 国頭郡恩納村字前兼久116番地12地先公有水面
    - イ 区域 次の①の地点から各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域
      - ①の地点 四等三角点前兼久（北緯26度27分16秒88、東経127度48分16秒81）から204度53分11秒99  
1.056メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から117度59分57秒17.653メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から117度37分40秒82.000メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から232度37分40秒17.654メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から357度38分09秒97.140メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から308度24分05秒2.698メートルの地点
    - ウ 面積 1,324.22平方メートル
  - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
    - ア 位置 国頭郡恩納村字前兼久116番地12及び同地先公有水面
    - イ 区域 次の④の地点から各地点を順次に結んだ線及び④の地点と③の地点を結んだ線により囲まれた区域
      - ④の地点 四等三角点前兼久（北緯26度27分16秒88、東経127度48分16秒81）から207度15分12秒1,  
034.596メートルの地点
      - ③の地点 ④の地点から69度37分36秒66.662メートルの地点

- ㉔の地点 ㉕の地点から27度59分58秒33.014メートルの地点
- ㉖の地点 ㉗の地点から87度37分42秒18.005メートルの地点
- ㉘の地点 ㉙の地点から152度33分15秒143.253メートルの地点
- ㉚の地点 ㉛の地点から177度37分55秒105.274メートルの地点
- ㉜の地点 ㉝の地点から302度00分00秒192.392メートルの地点

ウ 面積 22,063.80平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

**沖縄県告示第178号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宜野湾市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宜野湾市大山
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年9月5日から令和8年2月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**沖縄県告示第179号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市平良字西里及び字東仲宗根
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年8月6日から令和8年2月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**公 告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 執務用机、執務用椅子及びキャスター付きワゴン等（本庁舎内分）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者
  - (2) 調達する物品に関して、当該物品の製造事業者から当該物品について仕様書で定めるとおりの供給ができる旨の証明を得た者
  - (3) 県の求めに応じ、物品の納入の場所等に従業者を派遣できる体制を有する者
  - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者
  - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
  - (2) 4(1)の書類に虚偽の事実を記載した者
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ その他知事が必要と認める書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県総務部管財課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2106 メールアドレスaa008001@pref.okinawa.lg.jp
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年4月28日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又はメールにより通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年6月1日（月曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する執務用机、執務用椅子及びキャスター付きワゴン等（本庁舎内分）に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 執務用机、執務用椅子及びキャスター付きワゴン等（本庁舎内分）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。

- (3) 納入の期限 仕様書による。
- (4) 納入の場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 令和8年4月14日付け沖縄県公報定期第5402号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による執務用机、執務用椅子及びキャスター付きワゴン等（本庁舎内分）に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないことを証明した者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 この公告の日から令和8年4月28日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県総務部管財課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 この公告の日から令和8年5月26日（火曜日）まで
  - (2) 場所 沖縄県総務部管財課のホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和8年5月27日（水曜日）午後1時30分
  - (2) 場所 沖縄県庁4階病院事業局跡
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
  - (9) 郵便入札用封筒に記載された入札件名又は商号等と、同封された入札書の入札件名又は商号等が異なる入札
  - (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年5月26日（火曜日）まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県総務部管財課のホームページからダウンロードすること
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。

る。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県総務部管財課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和8年5月26日(火曜日)午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格は設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED  
Chairs, desks, and movable wagons for office use et cetera
- (2) QUANTITY  
One set (See the tender documents for more detail)
- (3) DATE OF BIDS  
1:30 p.m. May 27, 2026
- (4) POINT OF CONTACT  
Property Management Division, Department of General Affairs, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan  
Telephone: 098-866-2106

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・5号県道24号線バイパス及び3・4・3号県道24号線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成15年10月29日から令和14年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

- (2) 名称 3・4・8号パイプライン線及び3・4・34号県道153号線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年11月15日から令和11年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和8年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 商号及び代表者氏名 株式会社生立 武島立典
- 2 免許年月日及び免許証番号 令和3年5月25日 沖縄県知事(3)第4211号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074
---

印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---